令和８年（フ）第１５０６号
千葉県市川市南行徳３丁目３番18号202室（ラマホームズ）
債務者　日高　克博
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５１４号
千葉市中央区神明町211番地５　ツインコートタムラ202号
債務者　椎名　敏幸
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５２０号
千葉市緑区鎌取町112番地23　鎌取団地２棟815号
債務者　小野　信男
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第７６９号
神戸市兵庫区会下山町２丁目10番21号
債務者　堀川八重子
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８４４号
神戸市北区鈴蘭台西町１丁目21番２―501号、従前の住所兵庫県加古川市野口町北野1150番地の１　サンパレス北野201号
債務者　森　恵依斗
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９０６号
神戸市中央区小野柄通２丁目１番５―710号
債務者　清水良子こと　金　ヨシ子
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７９号
青森県五所川原市大字漆川字袖掛60番地１　グランドコーポ旭８号
債務者　大坂　　悟
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第８１号
青森県五所川原市字柳町14番地１　柳町壱番館202号
債務者　長尾　浩彰
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第２７２号
千葉県八街市東吉田581番地８
債務者　沼田　萌衣
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第３３号
山形県最上郡鮭川村大字京塚767番地１
債務者　高橋友紀子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　山形地方裁判所新庄支部

令和８年（フ）第３１０号
京都府向日市寺戸町殿長13番地の１　サニーライフ東向日　108号
債務者　重田恭仁子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７７４号
京都市左京区岩倉花園町407番地　ハイツすずらん201号室
債務者　たこ将軍こと　中村　康子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９５１号
京都市中京区西ノ京大炊御門町６番地14　ハイムマエダ　101
債務者　松原　和希
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１６７号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地58　向島市営住宅１－２棟201号
債務者　洲見　　治
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１２号
山口県山陽小野田市大字高畑203番地１、前住所山口県山陽小野田市掃山２丁目４番10号虹ヶ丘ハイツ101号
債務者　横山　晴希
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第１３０号
山口県山陽小野田市大字厚狭1093番地５
債務者　里村　展子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　山口地方裁判所宇部支部